～ 2019 年度ヴァンラーレ八戸ファンクラブ会員規約 ～

【適用範囲】

本規約は、株式会社ヴァンラーレ八戸（以下「当社」）が運営する「ヴァンラーレ八戸ファンクラブ」（以下「本会」） に関して、会員およびメンバー（以下「会員」）による利用の一切に適用されるものとします。

【本規約の範囲】

当社が、本規約の他に別途定める各サービスの利用規約等本規約（以下総称して「利用規約等」）も、そ の目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

【本規約の内容及びサービスの変更】

当社は、本規約及び本会のサービス（以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。）の内容を、 会員の了承を得ることなく、随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。

【入会】

会員は本規約の内容を承諾の上、別途定める方法で入会申込を行い、当社が入会を認めた方とします。会員は以下の資格を満たしている方に限ります。

⑴ 日本国内に住所を有すること。

⑵ 未成年の方は親権者の同意があること。

⑶ 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその 関係団体をいう）の組員、構成員もしくは関係者に該当しないこと。

【有効期間】

会員資格の有効期間は、2019 年 2 月 1 日から 2020 年 1 月末日までとします。 但し、前記期間中に入会の手続きを行われた方の有効期間は、会員証到着日より 2019 年 1 月末日までと します。

【会員証】

当社が入会を承認する場合、会員毎に会員番号を設定し、会員証を 1 枚発行致します。ただし、会員が当該会員番号を選択することはできません。 会員証は次年度以降も会員資格を継続する場合は当該会員証を継続使用とします。 会員証は、会員ご本人に限り利用可能

とします。 会員証は、会員による本サービスの利用に際して必ずご提示頂くこととし、当該ご提示がない場合、本サービスを受けることができないこととします。 会員は会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに「ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、再発行手数料 500 円を当該ご希望者にご負担頂くことにより、当社は、会員証を再発行致します。また会員証を紛失した場合、会員番号も変更となり情報カードの再発行も必要となります。

【譲渡等の禁止】

会員は会員証、会員情報カード、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以 下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担 保に供する等の行為はできません。

【会員情報】

当社は、会員に対する情報（会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下「会員情報」といいます。））を取得することができるもの とします。 当社は会員情報を以下の利用目的で利用することができるものとします。 （1）本会における記念品等商品を発送するため （2）本会の特典を提供するため （3）当社または第三者の商品、サービス等に関する広告、お知らせその他の情報を会員宛に電子メール、 郵便等により送付するため （4）本人確認のため （5）問い合わせ、苦情対応のため （6）アンケートの実施のため （7）懸賞、キャンペーンの実施のため （8）会員個人を特定することができない形式により対外統計資料として提供するため （9）個人情報保護法その他の法令により認められる方法により利用するため 当社は、会員情報を、次の項目の何れかに該当する場合を除き、会員の同意を得ないで第三者（当社が本 会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。（1）法令に基づき請求される場合 （2）公的機関から請求される場合 （3）その他サービスの運営上必要であると当社が判断する場合 （4）個人情報保護法その他の法令により認められる場合 当社は、会員に対し、当社又は第三者の広告又は宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信・ 送付することができるものとします。

【退会】

本人から退会の申し出がない限り、毎年継続のご案内をいたします。 会員が本規約に違反したとき、その他当社において会員として不適切と認めたときは、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。 但し、理由の如何を問わず年会費は返却致しません。

【年会費】

本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。なお、消費税については、消費税率の変更に伴い金額を改定いたします。また当社にて年会費等について会員の承諾を得ることなく変更できるものとします。 会員は、前項に定める年会費等を当社の定める方法により支払うものとします。 一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず返却致しません。 年会費の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、会員の負担とします。